

知財システムの国際化への対応

～新興国等への我が国知財システムの普及と浸透～

平成28年3月28日

特許庁 総務部 国際協力課

- 特許庁の役割は、産業財産権制度を通じて、発明や意匠の創作の奨励、商標の保護により、日本の産業を発展させること。
- IT技術の進展、TPP等の経済連携協定等を通じて、企業活動がますます国籍や国境を越え、日本企業の海外進出や、海外企業の日本国内進出が進むことが予想される中、日本を含めあらゆる国で知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境(グローバルな知的財産環境)が、日本の産業発展のために、ますます重要。
- 特許庁としても、
 - ①長年の経験に基づく強みを活かし、海外知財庁と協力しながら、日本企業が知財を活用しやすいグローバルな知財環境を構築するとともに、
 - ②ユーザーの声を聞きながら、グローバルな知財庁としての特許庁の取組を精査することが、より一層重要な役割となっている。

基本的な考え方

特許庁の強み
(世界最速最高品質の審査体制)

最大限活用

海外知財庁等との協力

先進国との知財環境の調和の推進

我が国の世界最高品質の審査結果の発信

途上国・新興国の知財環境の底上げ

構築

日本企業が知財を活用しやすいグローバルな知財環境

グローバルな知財庁としての
特許庁の取組の精査

ユーザーからのフィードバック

【目標】日本企業があらゆる国で知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境の実現

日本の強みを活かした知財環境の調和の推進

- **審査制度・運用の調和**
 - 世界最大の出願件数を有する中国を含めた主要五庁（日・米・欧・中・韓）の枠組みや欧米を中心とした先進国グループを通じた、審査制度・運用のルール形成
- **世界最速最高品質の審査結果の発信**
 - 特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大・運用改善
 - PCT国際調査・国際予備審査機関（ISA/IPEA）の管轄国拡大
 - 日米協働調査の推進
 - グローバルな出願・審査情報共有ネットワーク（グローバルドシエ）の構築

日本の知財システムの浸透を通じた、途上国・新興国の知財環境の底上げ

- **審査の迅速化のための支援**
 - 審査官派遣・受入
 - 国際研修指導教官の派遣
- **国際条約加入・運用支援**
 - マドリッドプロトコル（マドプロ；商標の国際登録制度）
 - ハーグ協定（意匠の国際登録制度）
- **情報化支援**
 - 書類の電子化支援
 - 新興国インフラ整備の支援
- **知財制度・執行体制等の環境整備支援**
 - JICA長期専門家派遣（ミャンマー、ベトナム、インドネシア）
 - 知財人材育成（知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業者、教育機関職員等）

国内外ユーザーとの緊密なコミュニケーション

- **ユーザーとの関係強化**
- **他国知財情報を入手・分析し、国内ユーザーに提供**
- **現地における企業の知財活動支援の強化**

■「アセアン知的財産権行動計画」に基づきアセアンが全体として取り組んでいる知財課題であって、我が国ユーザーのニーズに合ったものについて、日アセアン特許庁長官会合(日アセアン知的財産権行動計画)を活用したアセアン10カ国に対する取組により、着実な課題解決を後押ししている。

- 第1回会合(2012年2月、東京) : JPOのリードにより創設。「東京知財声明」を発表。
- 第2回会合(2012年7月、シンガポール) : 日アセアン知財協力覚書(MOC)を締結。
「日アセアン知的財産権行動計画2012-2013」に合意。
- 第3回会合(2013年4月、京都) : 「日アセアン知的財産権行動計画2013-2014」に合意。
- 第4回会合(2014年7月、ホーチミン) : 「日アセアン知的財産権行動計画2014-2015」に合意。

- 第5回会合(2015年5月、奈良)
 - 「知財共同声明」を採択。
 - 「日アセアン知的財産権行動計画2015-2016」に合意。
(人材育成協力、業務管理協力、国際条約への加盟促進)

「知財共同声明」

- ✓ 日本国特許庁とアセアン各国特許庁は、知財協力の深化により、アセアン経済共同体の実現に貢献する。
- ✓ 日本国特許庁とアセアン各国特許庁は、アセアン経済共同体の実現後(2016年以降)も、日アセアン知財協力を深化する。
- ✓ 第6回日アセアン特許庁長官会合は、2016年7月の第50回アセアン知的財産協力作業部会(AWGIPC; ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation)時に開催する。



全体に対する支援と各庁の実情に応じた支援

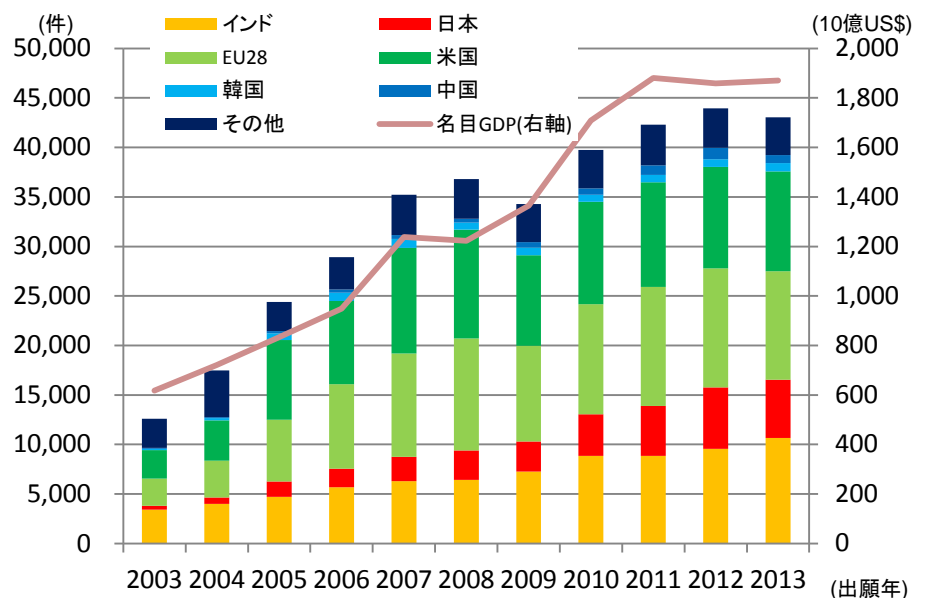
- 日アセアン知的財産権行動計画による招へい研修や専門家派遣等は、一般的に必要とされる知識の共有により、アセアン知財庁の能力の全般的な底上げに貢献しようとするもの。一方で、アセアン知財庁の能力には差があり、各庁の実情に応じた支援も必要。
- アセアンにおける知財課題には、現状我が国ユーザーのニーズが特定国に限定されているものも存在。
- 我が国ユーザーニーズを前提に、各庁の実情に応じた支援を、二庁間の取組として実施。

各庁の実情に応じた支援（アセアン10ヶ国とそれぞれ協力覚書を締結。今年度は主に以下の点で協力を推進）

主な支援内容	シンガポール	タイ	ベトナム	インドネシア	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ブルネイ	ラオス	ミャンマー
審査の迅速化/ 審査能力の向上	○	○	○	○	○	○				
国際条約 加入・運用			○	○	○		○	○	○	
書類の電子化/ インフラ整備				○	○		○	○	○	
JICA専門家派遣			○	○						○
知財人材育成			○	○	○	○		○	○	○

- 日本からインドへの特許出願は年間約6千件。10年前と比較して、約15倍に急増。
- 出願急増の結果、審査待ち期間は3～6年と長期化。産業界からは早期権利化の要望が強い。
- 審査能力の向上に向けた各種協力を実施するとともに、早期審査やPPHの導入を働きかけ。

インドにおける特許出願件数とGDPの推移



※今後3年程度

中期的*有望事業展開先

順位	2014年度	社数(499社中)	得票率
1位	インド	229	45.9%
2位	インドネシア	228	45.7%
3位	中国	218	43.7%

(出典)国際協力銀行 我が国製造業の海外事業展開に関する調査報告(2014年11月)

現状と課題

- 特許審査の滞貨の増大
 - 出願件数増により、審査対象案件が増大
 - ➡ 審査官を新規雇用予定(約500人)

- 審査の質のばらつき
 - 審査基準を策定
 - ✓ 特許(2011年3月公表)
 - ✓ 意匠(2011年3月公表)
 - ✓ 商標(2008年第1ドラフト)
 - ➡ 支局間のレベル統一を推進

JPOの取組

- ・3か月間の特許審査実践研修(2009年度～)
- ・審査官協議(2010年度～)
- ・知財専門家を調査員として配置(2012年度～)
- ・PPH専門家派遣(2015年6月)
- ・知財分野における協力覚書に署名(2015年6月)

- ブラジルの経済成長及び日本企業の進出に伴い、日本企業による出願が増加。
- 日本企業の知的財産が適切に保護され、安定的に輸出・投資できるビジネス環境整備が課題。

知財制度・運用の主な課題

- 特許審査の遅延(審査待ち期間は約10年)
- 国家衛生監督庁(ANVISA)による医薬品関連特許の審査に関する問題(審査基準未公開等)
- その他(マドプロ未加盟等)

JPOの取組

- 人材育成協力(1996年より招へい研修開始) 89名
- 審査官協議(2012年11月より開始) 6名
- 協力覚書(2010年4月締結、2012年8月更新、5年間)
- 日伯貿易投資促進合同委員会(2009年2月～)
日伯貿易投資促進産業協力合同委員会に改称(2013年5月～)

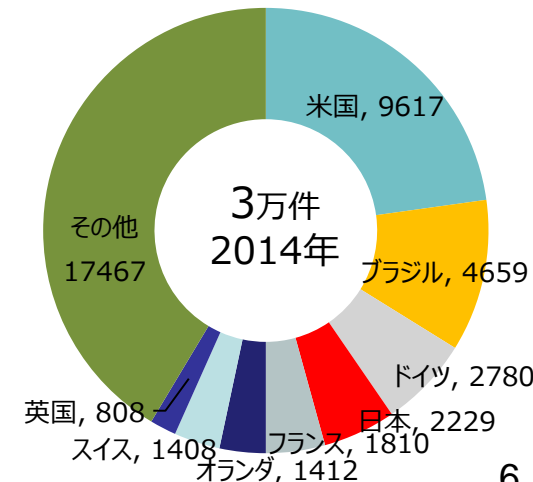
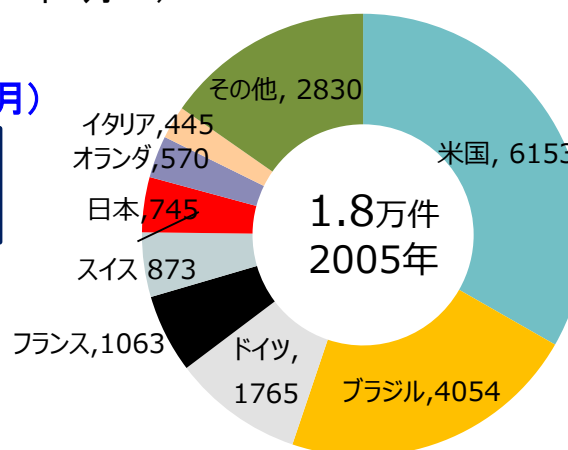
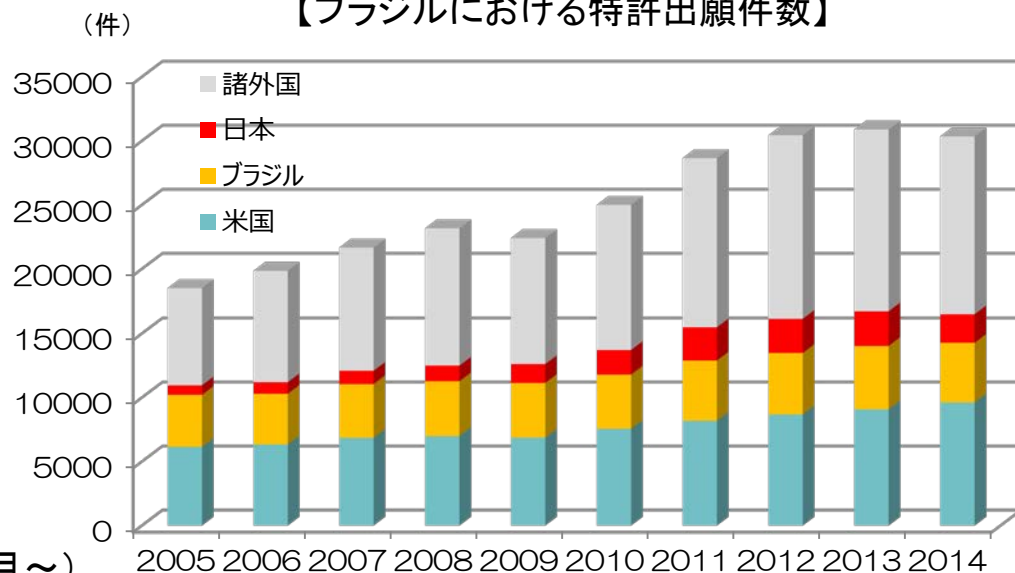
第3回日伯貿易投資促進産業協力合同委員会(2015年9月)

- 特許審査期間の改善を要請
特許審査のバックログ解消/PPHへの参加

日伯貿投委中間会合(2016年2月、ブラジリア)

第4回日伯貿投委(2016年時期未定、東京)

【ブラジルにおける特許出願件数】



- アジア等の新興国に対して、我が国の審査手法等我が国の制度・運用の一層の浸透を図るため、我が国ユーザーや各国のニーズを踏まえ、審査官を含む長期・短期専門家の派遣、審査官・研修生の受入、セミナー・ワークショップの開催を実施。
- 今年度は、更に中南米諸国の審査官受け入れを拡大。

1996～2015年度の研修生受入・専門家派遣総数

国名	受入総数	派遣総数
中国	756(17)	35(0)
インドネシア	701(46)	111(2)
タイ	597(44)	89(0)
フィリピン	477(26)	52(1)
ベトナム	574(42)	90(2)
マレーシア	463(40)	39(0)
インド	281(34)	14(0)
ラオス	94(14)	11(0)
カンボジア	117(20)	11(2)
ミャンマー	108(34)	6(2)
その他	969(159)	131(11)
合計	5137(476)	589(20)

(注) カッコ内の数字は2015年度の人数

これまでの成果

- ・ 75か国5地域から5137名の研修生(短期・長期)を受入
- ・ 36か国1地域に対して589の専門家(短期・長期)を日本から派遣
- ・ 各国知財庁の幹部候補生、知財分野で指導的立場の者を長期研究生として4～6か月受入れ(延べ68名)
- ・ これまで、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム知財庁の長官などが研修生から輩出
- ・ 毎年、途上国向けの知財に関するセミナーを20回程度開催



(参考)海外での支援体制(知財専門家の配置)

